

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務発明等に係る規程（昭和53年岩手県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第2号中「㊤」を削る。

様式第3号中「㊤」を削る。

改正前	改正後
様式第4号（第9条関係） [略] 職氏名 ㊤ [略] 職員の職務発明等に関する規程第9条第1項の規定により 上記の発明（考案又は意匠の創作）に係る を、岩手県に譲渡します。 [略]	様式第4号（第9条関係） [略] 職氏名 [略] 職員の職務発明等に関する規程第9条第1項の規定により 上記の発明（考案又は意匠の創作）に係る を、岩手県に譲渡します。 <u>注 職氏名は、発明者本人が自署してください。</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第5号中「㊤」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。